

改正

令和3年3月3日条例第1号

千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条及び第50条の規定に基づき、北部大阪都市計画特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（万博記念公園地区）（以下「千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区」という。）内における建築物に関する制限等を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(適用区域)

**第3条** この条例は、千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内に適用する。

(建築物の用途の制限)

**第4条** 千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内においては、次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる建築物で、市長が、公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めて許可したもの及び千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区の機能増進のため必要と認めて許可したものについては、この限りでない。

- (1) 住宅（共同住宅を除く。以下同じ。）
- (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
- (3) 共同住宅又は寄宿舎
- (4) 保育所その他これに類するもの
- (5) 下宿
- (6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- (7) 病院又は診療所
- (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (9) カラオケボックスその他これに類するもの

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、吹田市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(建築物の用途制限の緩和)

**第5条** 千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内においては、法第48条第6項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。

(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

(2) 店舗、飲食店、展示場又は遊技場（マージャン屋、ぱちんこ屋及び射的場並びにカラオケボックスその他これに類するものを除く。）

(3) 自動車車庫の用途に供する建築物（4階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

2 前項の規定により建築する建築物は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(2) 外壁が法第30条第1項第1号に規定する構造に準ずる構造であること。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

**第7条** 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(3) 第5条第2項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。